

第3次はりま健康プラン(播磨町健康増進計画、播磨町食育推進計画、播磨町自殺対策計画) 策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

いきいきとみんなで健康に過ごせるよう、播磨町における健康づくりをめざして、平成30年3月に「はりま健康プラン(第2次)後期計画(播磨町健康増進計画、播磨町食育推進計画)(以下「現計画」という。)」を策定し、健康づくりを推進しており、令和4年度に計画期間の最終年度を迎えたが、国の「健康日本21(第二次)」の期間延長に伴い、計画期間を1年延長し、令和5年度に次期計画の策定に取り組む。

また、自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定した「播磨町自殺対策計画(第1期(令和元年~令和5年))」の期間満了となることから、現計画と播磨町自殺対策計画を統合して、より一体的で効果的な「第3次はりま健康プラン(播磨町健康増進計画、播磨町食育推進計画、播磨町自殺対策計画)(以下「第3次はりま健康プラン」という。)」を策定する。

「第3次はりま健康プラン」の策定にあたっては、現計画等の評価を踏まえるとともに、幅広く住民の意見やニーズを取り入れ、また健康づくり及び食育の推進並びに自殺対策に関する国・県等の動向の把握、各種統計資料の分析など、計画間の整合性を高め効率的かつ効果的な計画策定を行うものとする。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

第3次はりま健康プラン(播磨町健康増進計画、播磨町食育推進計画、播磨町自殺対策計画)
策定支援業務

(2) 委託業務内容

別紙「第3次はりま健康プラン(播磨町健康増進計画、播磨町食育推進計画、播磨町自殺対策計画)策定支援業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月25日まで

(4) 業務の実施場所

播磨町役場ほか

3. 見積限度額

業務委託費の上限は、次のとおり(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

計画名	業務委託費上限
第3次はりま健康プラン	6,721 千円

4. 実施方法

企画提案の公募型プロポーザル方式

5. 受託者審査方法

(1) 1次審査:企画提案書等の書類審査

(2) 2次審査:1次審査の上位3者によるプレゼンテーション及び審査委員の質疑・採点(プレゼンテーション30分、質疑20分程度を予定)

6. 参加資格

- (1) 令和5年度播磨町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 播磨町指名停止基準(平成21年告示第7号)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 第1号における入札参加資格者登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務への参加表明前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (8) 町契約からの暴力団排除に関する要綱(平成24年要綱第45号)に規定する暴力団等でないこと。
- (9) 過去5年以内(平成30年度から令和4年度)において、地方公共団体との間で「健康増進計画(食育推進計画含む)」及び「自殺対策計画」策定支援の業務実績を有すること。
- (10) 十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び播磨町の指示に柔軟に対応できること。

7. プロポーザル実施手順

内容	期間等
実施要領の公表	令和5年4月3日(月) ※播磨町公式ホームページ上で公開
質疑受付期間	令和5年4月3日(月)~4月10日(月)
質疑への回答	令和5年4月13日(木)
企画提案書等の提出期間	令和5年4月14日(金)~4月27日(木)
1次審査(書面)	令和5年5月上旬予定
1次審査結果通知	令和5年5月10日(水)に審査を実施したすべての事業者に対してメールにて通知する。
2次審査(プレゼンテーション)	令和5年5月18日(木)予定
2次審査結果通知	審査委員会終了後速やかに、審査を実施したすべての事業者に対して通知

8. 企画提案に係る質疑について

- (1) 質疑の方法 実施要領又は仕様書に関する質疑がある場合は、質疑書(様式第4号)に基づき、電子メールで問い合わせることとし、メールの件名については、[第3次はりま健康プラン策定支援業務質疑【会社名】]と記載すること。

なお、メール件名がこれ以外の場合は、迷惑メールとして開封せず削除する場合があるので注意すること。この場合における不利益は提案者の責任とする。

- (2) 質疑受付期間 令和5年4月3日(月)8時30分から4月10日(月)17時まで。

(3) 質疑への回答については、4月13日(木)17時までに町ホームページに掲載する。

※質疑を受けなかったことによる不利益は提案者の責任とする。

9. 企画提案書等の作成要領

(1) 提出する書類の規格は、A4判とし、下記の提出書類①から⑥の順で編纂したものを1つのファイルにまとめ提出すること。なお、⑦については、封緘した状態で提出すること。

(2) 企画提案書等の内容について、仕様書を踏まえ、住民に向けて分かり易い計画として仕上げることを念頭において提案すること。(1社につき1提案)

(3) 提出書類(①～⑥の順に編纂)

① 提案参加申込書(様式第1号)

② 会社概要(様式任意:1枚)以下の項目は必ず記載すること。

・会社名 ・本社所在地 ・技術者数 ・業務内容

・連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)

③ 過去5年以内(平成30年度～令和4年度)の「健康増進計画・食育推進計画」及び「自殺対策計画」策定支援業務を地方自治体から受託した業務実績(様式第2号)

④ 当該業務の推進体制(様式第3号) ※「健康増進計画・食育推進計画」、「自殺対策計画」ごとに業務担当者を配置すること

⑤ 当該業務の企画提案書(様式任意) ※「健康増進計画・食育推進計画」と「自殺対策計画」の企画提案は、同時に策定することを踏まえ、提案者のノウハウを生かした効果的な策定手続き等について提案すること。

⑥ 計画の業務工程表(様式任意)

⑦ 見積書及び内訳書(様式任意) ※内訳書には業務内容別の内訳を記入すること。なお、各計画の分割可能な固有経費については明示すること。

10. 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和5年4月27日(木)17時まで

(2) 提出部数 10部(ただし、正本1部、⑤⑥のみ副本9部)

※契約権限受任者印の押印については、正本に押印し、副本は複写でよい。

(3) 提出方法 持参(平日8時30分から17時15分、土日及び時間外は受け付けない。)又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

11. 企画提案の審査予定日等

(1) 1次審査:令和5年5月上旬予定

・1次審査の結果については、5月10日(水)にメールにより通知する。

※審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) 2次審査:令和5年5月18日(木)予定

・1次審査の上位3者以内によるプレゼンテーションとする。

※時間・場所等の詳細については、別途連絡する。

12. 審査の方法及び審査項目

播磨町職員による審査委員会を設置し、審査委員それぞれが採点し、集計したものを得点とする。

(1) 審査方法(1次審査)

- ・1次審査は、下記の審査項目1から4までの合計得点により審査し、上位3者以内を選定する。
(書類審査)
- ・同点の事業者が2以上ある場合は、審査項目4の評価点が高い事業者を上位とする。
- ・参加者が1事業者の場合において、得点が満点の6割に満たない場合は失格とする。

(2) 審査方法(2次審査)

- ・企画提案書等のプレゼンテーションを受けて、審査委員が質疑応答を行い、評価する。
- ・1次審査に審査項目5から6を加えた総合得点が最上位の者を、優先交渉権者とする。
- ・同点の事業者が2以上ある場合は、審査項目5の評価点が高い事業者を優先交渉権者とする。
(ただし、総合得点が満点の6割に満たない場合は失格とする。)

【審査項目とその割合及び区分】

審査項目	評価の割合	区 分	
1. 業務の実績	5/100	1次審査	2次審査
2. 業務の実施体制	15/100		
3. 企画提案書等に対する評価	10/100		
4. 見積金額	20/100		
5. 企画提案書等に対する評価	30/100	—	
6. プレゼンテーション	20/100		

(3) 2次審査(プレゼンテーション)の実施方法

- ・プレゼンテーションを行うものが、計画の担当者であること。
- ・持ち時間は50分程度(プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分程度)とする。
- ・2次審査の参加者は3名以内とする。
(配置予定の統括責任者及び各計画の主たる業務担当者を同席させること。)
- ・説明に当たりパワーポイントの使用を認める。必要な機材は提案者が用意すること。
(スクリーン及び電源は町で用意する。)
- ・企画提案書等に沿って提案事項について説明すること。(2次審査当日、追加資料の提出は認めない。)

13. 2次審査の結果の通知

- (1) 企画提案のプレゼンテーション実施後、文書により通知する。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

14. 企画提案に要する経費等

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。

15. 提出先・問い合わせ先

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町健康福祉課 担当 竹内、藤原、國井
TEL 079-435-2611(直通) FAX 079-435-0831
Eメール:kenfuku03@town.harima.lg.jp